

平成20年度 第5回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

1 開催日時 平成21年3月16日(火) 15:30~16:30

2 開催場所 市役所3階33会議室

3 出席者

委員：渡邊会長、秦副会長、有吉委員、片岡委員、加藤一雄委員、加藤禮子委員、坂上委員、神野委員、平田委員、山内委員（10名）

事務局：福祉部 部長・神野、
介護福祉課 課長・神野、主幹・武方、係長・藤田、
地域包括支援センター 所長・曾我部、副所長・藤田

傍聴者：4名

- 4 会議内容 (1) パブリックコメントの結果について
(2) 新居浜市高齢者福祉計画2009(介護保険事業計画)について
(3) その他

5 議事録

会長	<p>みなさん、こんにちは。定刻がまいりましたので、平成20年度の第5回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を開催いたします。委員の皆様には年度末の大変お忙しい時期にご出席いただきありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、委員の出席状況をご報告いたします。本日の会議は委員15名に対し、出席委員10名で、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしていることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のないご意見をお願い申し上げます。</p> <p>まず議題の(1)「パブリックコメントの結果」について事務局から報告をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、パブリックコメントの結果について報告をさせていただきます。資料の1ページをお開きください。意見の募集期間でございますが、1月29日から2月27日まで行いました。意見の提出人数は1人で、提出件数は1件でございます。</p> <p>意見の概要ですが、「定員29人以下の特別養護老人ホームの開設が、平成21年度は0になっているが、平成22年度、23年度の数字を前倒しして、平成21年度か</p>

ら対応可能な数値として計上していただきたい。」というものでございます。

この意見に対します考え方でございますが、第4期介護保険事業計画を策定するに当たり、新居浜市では高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業に関する取り組みなどを一層推進するため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を設置し、協議を重ねてまいりました。その中で、本市の高齢者介護の課題である介護施設入所待機者の解消を図るため、地域密着型サービスである介護老人福祉施設入所者生活介護＝小規模特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護＝グループホームの整備量、整備時期等の整備計画について協議を行ってまいりましたが、当然のことながら、第1号被保険者の介護保険料は、計画期間である3年間のサービス量を勘案して設定されることとなりますことから、保険給付と保険料負担のバランスをいかにとるかが、議論の中心となりました。本計画の策定に当たり実施いたしましたアンケート調査結果では、介護保険のあり方について一般高齢者や第2号被保険者にお尋ねしたところ、「介護保険料が高くなりすぎないように、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制するべきである」との意見が約7割と最も多くなっています。また、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会から示された第4期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額の推計値は、第3期と比べ全国平均で上昇率4.4%と見込んでおります。さらに、介護保険料を引き下げる自治体も出てきています。このような状況の中で、施設入所待機者の解消を図るための施設整備計画と保険料負担のバランスを勘案した結果、計画（案）に示しました介護保険施設の整備計画といたしました。

以上が、事務局として考えました回答案でございますが、補足を申し上げます。

まず、介護保険料の愛媛県内の状況でございます。現在入手しております情報では愛媛県内の平均基準額は4,372円で3期に比べまして70円、率にいたしまして1.6%の増でございます。引き下げる自治体は5市町、据え置きは5市町、引き上げる自治体は10市町となっております。尚、現計画での新居浜市の第4期基準額は5,012円で、3期に比べまして429円、率にして9.4%増で、県内では額・改定率ともに3位となっております。ちなみに、第3期は4,583円で県7位でございます。

次に施設整備計画につきましては、資料2・その1が計画（案）でございますが、これは事業所アンケート調査や問い合わせなどを分析した上で施設整備計画を立てました。このことから、参入事業所の見込みや作業スケジュールという点で現実的で実現性の高いものと判断いたしております。また、地域密着型サービスとしての小規模特別養護老人ホームの指定につきましては、今回が初めてとなりますことから、何よりも公平性、透明性を確保する必要があると考えまして、慎重に公募、選定作業を進めてまいりますため、1年間の準備期間をおいてございます。なお、資料2のその2については、施設整備時期を平成21年度半ばからに前倒したケースを想定いたしてございます。その場合、月額保険料は5,206円で、3期に比べまして623円、率にして14.6%の増となります。以上で説明を終わります。

会 長	<p>ありがとうございました。只今、事務局から報告がありました、パブリックコメントの結果について、ご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>この意見は、私が所属している社会福祉法人から提出されたものですが、あえて意見を述べさせていただきます。</p> <p>この会議の中でも報告されたとおり、現在、施設入所の待機者がかなりの数おられるという問題があり、一方で、多くの方は保険料を上げたくないという意見がありますが、現状としては、待機者の状況はかなり厳しい。国も、閣議決定までして、小規模多機能型等の地域密着型の施設を整備しようという方針です。地域の中での施設を拠点にして、みんなで支えるという考え方は理解できます。ところが、現実には、地域密着型の施設の整備はなかなか進まず、非常に苦勞している。また、特養・老健は、国の参酌標準により整備できない。このような状況の中で、小規模特養の整備計画は、準備期間が必要なことから、平成 22 年度からという計画になっておりますが、この小規模特養の可能な限りの前倒し整備を要望します。</p> <p>それからもうひとつは、この計画ができれば、小規模特養をやりたいという考えを市内の各事業者は持っているわけです。これに一部民間の株式会社も参入しようとしております。許可権限のある市の方に要請しておきますが、市場の原則もわかりますが、今まで許可している民間についても充分精査していただきたい。社会福祉法人は地域に貢献するという使命で法人を設立していますから、競争になったときは、今の特養・老健を優先して指定するべきだろうというようにお願いをしておきたいと思います。それから、50 床特養では介護保険の中の報酬の体系で言えば採算がなかなか難しい。採算上から言えば、80 床特養が大体理想です。50 床特養だけでは経営成り立たないということで、29 床特養を地域の中にサテライト的なものでやっていこう、またグループホームもやっていこうと考えて申請が出るといいますから、社会福祉法人からの申請があれば、できるだけ優先配慮をお願いしていただきたいと思います。</p> <p>もうひとつ、私の所属する社会福祉法人は、地域で困っている介護の受け入れ施設を積極的に整備しようというのが経営方針です。昨年もショートステイを 40 床整備しましたが、ショートステイというのは短期的に入所してまた出ないといけないのです。法人としてはショートステイ 40 床の内、29 床を特養に切り替えたいということで要望を、あえてお願いをしたいと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。要望・希望についてのご意見でした。このことで、何かありましたら。</p>
事務局	<p>3 点ご要望を承りました。まず 1 点目の小規模特養についてできるだけ前倒しできないものか、それと 3 点目につきましては、関連がございますが、開設しているショートステイを、できれば転換をしたいというご希望だったかと思えます。今後の事業所の選定の手順につきましては、地域密着型サービス運営委員会を設置していますので、公募した後、運営委員会の中で選定という作業を進めてまいります。</p>

	<p>この作業については、公平性・透明性というものを第一に考えて行いたいと考えております。その中で、どの事業所が採択を受けるのかと言うのがまず前提条件になるかと思えます。その選定を受けた事業所が計画にございます事業の開始予定時期よりも早く事業展開できるというような事情も当然想定されますけれども、そうしたときにやはり新居浜市も介護保険事業計画において、給付と負担のバランスを勘案し整備量の見込みを立ててございます。そういった個別のケースについては、市町村の判断に委ねられるということにはなろうかと思えますが、状況によりまして愛媛県とも相談をしながらよりよい運営を目指してまいりたいと考えております。それと2点目の社会福祉法人をこれまで地域に貢献した社会的な使命がある法人なのだから優先できないかということでございますが、この点に関しましても先ほど申しました地域密着型サービス運営委員会の中でやはり公平性・透明性といった観点から協議をしてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>ショートステイの特養への転換によって、待機者の内、たとえ29人でもたらい回しにするよりは助かるのではないのでしょうか。県と協議して、今年にでも転換できるのであれば、ショートステイ29床を特養へ切り替えをさせていただきたい。</p>
委員	<p>在宅介護であればショートステイは要となります。施設志向が強まっている中で、やっぱり特養にという考え方もよくわかりますが、ケアマネジャーの立場としてはショートステイというのはとてもありがたいものなので、できればショートステイは現状より減らさないで欲しいという気持ちです。月の初めに希望の日程で、ショートステイをおさえるのは大変です。当日、急に利用したいといっても利用できないのが現状なので、在宅介護ではやっぱりショートステイというのは必要だと思います。</p>
委員	<p>ケアマネジャーとしては、在宅介護では、何とかショートステイでつないで、助かっているということですが、それをあえて、29人をずーっと入れる特養に切り替えた方がいいんじゃないかがひとつの意見です。</p> <p>ショートステイは、国の参酌標準の枠外で、もしニーズがあれば、ショートステイの増設は可能ですか。</p>
事務局	<p>可能です。</p>
委員	<p>ショートステイは、国の参酌標準の枠外でもできます。法人はやりたいところはやっていきます。該当のショートステイの事業所は週末は40床中、35床程度の利用がありますが、平日は20床程度に利用が落ちます。それでは採算が取れないので、経営上難しいという問題が若干あるから、29床を特養に転換して、残り11床をショートステイにしたら充分間に合う。ショートステイは希望があれば設置できるということだと思います。</p>

会 長	他にございませんでしょうか？
委 員	私もショートステイがなかなか取れないときがあります。そういう時には、介護保険外で、実費 4,000 円で預かってくれるところを利用します。介護付きのビジネスホテルみたいところです。ビジネスホテルの感覚で宿泊して、昼間はデイサービスを利用します。宅老所みたいところです。大体、ショートステイを取るときは時期が重なるので、なかなか取れません。そこもたくさん利用されていますから、ショートステイが足りないのでしょうかね。
委 員	病院から 3 か月とか 2 か月で退院しなければいけないときに、次の受入れ先がなく、どうしようかと心配している人がいます。それから、できるだけ保険料を上げないようにしてほしいという方が 7 割いる一方で、入所待機者が 1,000 人もいます。入院中の人でも退院しないといけないので、グループホームとか受入れ先を探している。施設の増設と保険料の抑制、どこに接点を置けば、市民が満足して老後を過ごせると新居浜市はお考えですか。
委 員	7 割はどちらかと言うと健康な人で、今のところ保険料は上げないでというような考えの人。3 割の人は家族に何か問題を抱えたりしている人かも知りません。そういうことも想定されます。だから、みんなで困っている人を支えましょうというのが介護保険の考え方です。
委 員	高齢社会になっているのだから、保険料が上がっても、介護保険サービスをもっと充実させるかどうかをきちんと考えておかないといけませんね。介護保険サービスを利用する人も増えてきていますから。健康な人は払いたくない、介護を必要とする人はたくさん払ってでも手厚い介護を希望します。早急にどう解決するのか、新居浜市はどういうふうな答えを持っているのでしょうか。
委 員	団塊世代の人が高齢者になる 5 年後、高齢化率は、現在の 26%からおそらく 29%か 30%になってきます。要介護者も増えてきます。現状のままで施設を増やさないと、困る人がさらにたくさん出てきます。今回は、全県的に国の参酌標準の枠を超えては、特養・老健を整備できないので、小規模、地域密着型で整備を考えるしかない。そのあたりの行政の意見を聞きたい。
事務局	まず、施設を増やして欲しいということですが、増やせる範囲、許された範囲で満度に枠を確保しているという計画が、今お示ししている計画案です。県の計画を変えることはできませんから、これ以上の増設は無理です。満度に枠を確保しているから自動的に介護保険料も高くなるということです。介護保険料は、今回増やそうとしている施設が平成 23 年度末で、資料 2 の一番上の地域密着型介護老人福祉施設 174 人と真ん中の認知症対応型共同生活介護の 216 人、それと特定施設入居者生活介護の 65 人です。これらの施設ができて、全部入所するものとして、保険料

	<p>を計算したものがこの計画案です。今、保険料をできるだけ上げないで下さいという要望が一方ありますが、これの計画を例えば平成 21 年 4 月から全部前倒しすると、保険料がさらに上がります。そこで、現実的な施設開設までの準備期間と、事業所のアンケート調査による参入見込みと、両方の兼ね合いの中で、できる限り保険料を抑えたいということで、地域密着型の 1 番上の老人福祉施設だと平成 22 年度から 29 人の 2 施設 58 人、平成 22 年の後半にもう 2 施設。平成 23 年の後半にもう 2 施設というふうにスライドさせて、できるだけ保険料を抑えようというのがこの計画になっているということで、待っている人たちの解消をどうするのかということと、保険料をできるだけ抑えるという両方を考慮した計画だということをご理解いただけたらと思います。</p>
委員	<p>この会の中でも、保険料を最低限上げて、施設を増やして、待機者問題を解消しようという結論になりました。今の 1,000 人の待機者の中に重度の要介護 3・4・5 の人はどのくらいですか。</p>
事務局	<p>要介護 3・4・5 で、今すぐまたは 3 か月以内に入所を希望するという方が 483 人です。</p>
委員	<p>この 483 人に対して、計画案の増床数でいいのではないかという結論をこの会で出したわけですから、少しでも早く待機者が入所できるように、計画の前倒しをできるだけ早くにお願いしたいと申し上げたいわけです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。いろいろとご要望・ご意見・ご希望いただいて回答もいただきました。それでは、パブリックコメントの結果についてはご了承いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、パブリックコメントの結果については事務局の報告どおりということで、ご承認をお願いいたします。</p> <p>では、次に議題の(2)であります、新居浜市高齢者福祉計画 2009・介護保険事業計画について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、本文につきましては前回お示ししたとおりでございますので説明を割愛させていただきます。</p> <p>資料 3 をお開きください。今回は、現在市議会に上程しております介護保険料の料率改定について説明を申し上げます。</p> <p>まず、基準額でございますが、現在第 3 期の月額基準額 4,583 円が 5,012 円となり 429 円引き上げられます。この料金改定の根拠、要因について説明をいたします。</p> <p>第 1 に、認定者数の増加があげられます。高齢化率の増加とともに認定者数も増</p>

えまして平成 20 年度 6,967 人が平成 23 年度には 7,364 人と推計しており、約 400 人増加いたします。このことに対する影響額が 89 円でございます。第 2 に、第 1 号被保険者の負担割合ですが、19%から 20%に増加することでございます。介護保険事業の財源内訳は、公費が 5 割、残る 5 割を現在第 3 期では 40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者が 31%、65 歳以上の 1 号被保険者が 19%を負担しておりましたが、人口構成比の変化によりまして、それぞれ 30%と 20%に改正されます。このことによる影響額が 245 円でございます。第 3 に、介護報酬の改定がございます。介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定が行われますが、このことによる影響額が 138 円でございます。第 4 に、施設整備による保険料給付費の増加が挙げられます。これまで議論がございましたとおりの施設整備を図ることにより、その影響額 135 円を見込んでございます。ここまでが増額要因でございます。

次に、減額要因について説明を申し上げます。まず、介護給付費準備基金の投入でございます。介護保険財政は 3 年を 1 期といたしまして定めております。そこから生じます剰余金につきましては次期に投入し、1 号被保険者の保険料にあてることとなっております。今回はその介護給付費準備基金 1 億 2,500 万円をそれにあてようとするものでございます。この影響額は 112 円の減額となります。最後に、介護従事者処遇改善特例基金の投入でございます。先ほど説明しましたように、介護従事者の処遇改善を図るために介護報酬を改定いたしますが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的に介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されますが、その約 7,450 万円を投入するものでございます。この影響額が 66 円の減額となります。以上、相殺いたしまして 429 円の増額でございます。

次に、第 1 号被保険者介護保険料基準月額の推移でございます。第 1 期の基準月額は 2,875 円でしたが、第 2 期は 3,792 円の前期比 31.9%増となり、第 3 期では 4,583 円の前期比 20.9%増となりました。そして、今回第 4 期でございますが、5,012 円、前期比 9.4%増となっております。

最後に資料 4 でございます。所得段階別保険料年額について説明を申し上げます。まず、所得段階といたしましては、現在 7 段階でございますけれども、それを 8 段階といたしまして、第 4 段階を新設したことが今回の第 1 の変更点でございます。この段階は本人が非課税で所得額が 80 万円以下の者で、同じ世帯内に市民税課税者がいる世帯ということになっております。これまで、この段階は本人の収入を勘案せずに基準段階といたしておりました。これを 0.85 乗じた段階とすることで負担の軽減を図っております。一方、最多所得段階であります第 8 段階におきましては、本人の合計所得金額を 300 万円以上から 350 万円以上とした上で 1.75 を乗じた段階数に変更いたしております。また、第 3 段階では 0.7 を乗じていたものを 0.75 といたしております。以上が所得段階別保険料年額の変更点でございます。この条例改正案は市議会最終日の 3 月 19 日に採決が行われる予定でございます。以上で説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました新居浜市高齢者福祉計画 2009・介護保険事業計画についてご意見等ございませんでしょうか？

委員	4期で5,012円に上がりますが、これは各市町村が独自に取り組みできますよね。低所得者に配慮したある程度の金額になっていると思います。
会長	他にございませんでしょうか。
委員	新居浜市は、税金等の未納が多いと聞いていますが、新しい保険料を、年金から天引きしていたときは徴収できていたと思いますが、希望によって、年金天引きではなく、自分で振り込んだりするようになったのではないですか。年金から天引きするかどうかは、本人が選択するという事になったのでしょうか？新居浜市の保険料の徴収は適切に行われているのでしょうか？
事務局	年金から天引きする特別徴収では、当然徴収率は100%でした。年金から天引きできない方につきましては、普通徴収ということで口座振替であるとか、納付書で納めていただくか、集金にお伺いするというような方法をとっておりますが、現年の徴収率としては、98.6%という数字になっています。
委員	振込みもできるということですね。
事務局	はい。介護保険料というのは医療保険と違って介護認定を受けないと給付の恩恵にあずかることができないという制度です。全体で言うと2割の人が給付を受けられますが、あとの80%の方も含めて保険料を納めていただいでみんなで支え合うという制度ですから、給付を受けていない方の苦情も毎日のようにお聞きはいたしますけれども、制度の趣旨についてご理解を求めて納めていただいているというような状況でございます。
委員	介護保険がみんなで支えあう制度であるということも理解できるのですが、保険料を払っていない人も多くいると聞いているので、介護保険制度がパンクしないように、市の方で保険料の適切な徴収をお願いしたいと思って発言しました。
事務局	滞納繰越分も含めまして、平成15年度から19年度まで、徴収率は97%台をずっと維持しておりますので、我々としても努力はしています。 それと、先ほど年金からの天引きが選択性と言われていましたが、それは医療保険料のことだけで、後期高齢医療保険と国保料については選択で、年金天引きではなくて普通徴収に切り替えできますが、今の制度では介護保険料は、原則年金から天引きで、今の時点では選べません。普通徴収になる場合は、例えば、年金が停止になっているとか、65歳になって間もない人とかは普通徴収で徴収させていただいていますが、通常年金が支給されていて65歳になって1年位経てば基本的に全部今の制度では年金からの引き落としです。
委員	わかりました。徴収率が高水準で推移していると聞いて、安心しました。

会 長	よろしいでしょうか。それでは、事務局より説明がありました新居浜市高齢者福祉計画 2009・介護保険事業計画についてご承認いただけますでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	はい、ありがとうございます。それでは、新居浜市高齢者福祉計画 2009・介護保険事業計画につきましては、原案どおり承認し、市長へ報告することといたします。最後に、その他として事務局からありますか。
事務局	現在の委員さんの任期は、今年の 8 月末で満了となりますので、委員改選ということで、事務局から所属する各団体宛に委員の推薦依頼をいたします。それと 2 名の市民公募の委員さんにつきましても、公募を行い、市民代表として委員に就任していただく予定です。
会 長	それでは、予定しておりました議題は全て終了いたしました。委員の皆様には昨年 7 月 8 日に平成 20 年度の第 1 回会議を開催して以来、約 8 か月にわたり熱心にご協議いただきました。おかげさまで今後 3 年間の新居浜市が取り組むべき高齢者福祉事業及び介護保険事業の方向性を示す計画を予定どおり策定し、市長に報告できますことを心よりお礼を申し上げます。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。